

那覇市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市屋外広告物条例施行規則(平成24年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 条例第11条又は第14条第5項から第7項までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(表示等の完了の届出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、条例第14条第9項又は第10項の規定による届出をした者が当該届出に係る広告物等又ははり紙等の表示又は設置を完了した場合について準用する。</p> <p>(適用除外の基準)</p> <p>第7条 条例第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号、同条第4項並びに同条第8項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 条例第11条又は第14条第5項から第9項までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(表示等の完了の届出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、条例第14条第11項又は第12項の規定による届出をした者が当該届出に係る広告物等又ははり紙等の表示又は設置を完了した場合について準用する。</p> <p>(適用除外の基準)</p> <p>第7条 条例第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号、同条第4項並びに同条第10項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(規則で定める施設又は物件)</p> <p>第7条の2 条例第14条第8項の規則で定める施設又は物件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が設置する施設又は公共掲示板、案内図板、案内標識等の物件</p> <p>(2) 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設又は当該施設に付随する物件</p> <p>(3) その他市長が指定するもの</p> <p>(規則で定める公共的な取組)</p> <p>第7条の3 条例第14条第9項の規則で定める公共的な取組は、次に掲げるものとする。</p>

(公共的目的の広告物等に係る届出等)

第8条 条例第14条第9項及び第10項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示(設置)届出書に第2条各号に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出するものとする。

2 [略]

(軽微な変更又は改造)

第9条 条例第14条第9項及び第10項、条例第15条第2項並びに条例第20条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(3) [略]

(継続の許可の申請)

第13条 条例第19条の許可を受けようとする者は、屋外広告物継続許可申請書(第11号様式)に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

(1) 屋外広告物自己点検結果報告書(第12号様式)

(2) [略]

(3) [略]

る。

(1) 地方公共団体及び地域住民等が実施主体となつて行う行事又は催物

(2) 防犯又は防災に関する取組

(3) 道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理

(4) その他商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を主たる目的としないものであつて、地域の活性化、地域コミュニティの発展等に寄与するものとして市長が認める取組

(公共的目的の広告物等に係る届出等)

第8条 条例第14条第11項及び第12項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物表示(設置)届出書に第2条各号に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出するものとする。

2 [略]

(軽微な変更又は改造)

第9条 条例第14条第11項及び第12項、条例第15条第2項並びに条例第20条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(3) [略]

(継続の許可の申請)

第13条 [略]

(1) 屋外広告物安全点検報告書(第12号様式)

(2) [略]

(3) 点検資格者(条例第22条の2第2項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)の資格を証する書類の写し

(4) [略]

(点検)

第15条の2 条例第22条の2第2項第2号の規

(管理者の資格等)

第21条 [略]

2 [略]

3 条例第34条第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第44条に規定する講習会を修了した者で、3年以上の実務経験(屋外広告物法第2条第2項に規定する屋外広告業に関する実務経験をいう。以下同じ。)を有するもの

(2) 条例第45条第1項第3号に規定する者、同項第4号に規定する者のうち職業訓練の課程を修了したもの又は同項第5号に規定する者で、3年以上の実務経験を有するもの

(3) 条例第45条第1項第4号に規定する者(同号に規定する職業訓練の課程を修了した者を除く。)

則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士の資格を有する者

(2) 次に掲げる者であって、屋外広告業に関する3年以上の実務経験を有するもの

ア 条例第44条の講習会を修了した者

イ 条例第45条第1項第3号に掲げる者、同項第4号に掲げる者(同号の職業訓練の課程を修了したものに限り。)又は同項第5号に掲げる者

(3) 条例第45条第1項第4号に掲げる者(同号の職業訓練の課程を修了した者を除く。)

(4) その他前3号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として市長が定める者

2 条例第22条の2第2項の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗又は気球広告とする。

(管理者の資格等)

第21条 [略]

2 [略]

3 条例第34条第2項の規則で定める資格を有する者は、第15条の2第1項第2号又は第3号に該当する者とする。

(講習会の開催等)

第29条 [略]

2 [略]

3 次に掲げる者については、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除する。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士の資格を有する者

(2)～(4) [略]

別表第1(第7条関係)

適用除外の基準

区分	基準
[略]	
条例第14条第8項 (寄贈者名等)	[略]

備考 [略]

別表第3(第11条関係)

1 共通許可基準

(1) [略]

(2) 色彩に係る基準

ア [略]

イ 広告物等を建築物に表示し、又は設置する場合は、次表に定める基準に適合するものであること。

[表 略]

備考

1～5 [略]

6 「マンセル値」とは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。

7～8 [略]

2 [略]

[別表第4 別記]

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

[第6号様式 別記]

[第12号様式 別記]

[第13号様式 別記]

(講習会の開催等)

第29条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) 建築士法第2条第1項の建築士の資格を有する者

(2)～(4) [略]

別表第1(第7条関係)

適用除外の基準

区分	基準
[略]	
条例第14条第10項 (寄贈者名等)	[略]

備考 [略]

別表第3(第11条関係)

1 [略]

(1) [略]

(2) [略]

ア [略]

イ [略]

[表 略]

備考

1～5 [略]

6 「マンセル値」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。

7～8 [略]

2 [略]

[別表第4 別記]

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

[第6号様式 別記]

[第12号様式 別記]

[第13号様式 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。
- 6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 7 表の改正規定において、改正前の欄中のけい線に対応する改正後の欄中のけい線がない場合には、当該けい線を削る。
- 8 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第11条関係)

条例第14条第5項から第7項までの許可の基準

区分	基準	
[略]		
条例第14条第7項(案内広告物等)	[略]	[略]

備考

1～2 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第11条関係)

条例第14条第5項から第9項までの許可の基準

区分	基準	
[略]		
条例第14条第7項(案内広告物等)	[略]	[略]

<p>条例第14条第8項 (公益上必要な施設等における広告物等)</p>	<p>(1) <u>別表第3第1項共通許可基準に適合していること。</u></p> <p>(2) <u>別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。</u></p> <p>(3) <u>1面当たりの表示面積が2平方メートル以下で、かつ、1か所における表示面積の合計が4平方メートル以下であること。</u></p> <p>(4) <u>高さは、2.5メートル以下であること。</u></p> <p>(5) <u>マンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の合計が、1か所における表示面積の合計の3分の1以下であること。</u></p> <p>(6) <u>個数の合計は、1施設又は1物件につき2個以下であること。ただし、市長が特に認める広告物等については、この限りでない。</u></p> <p>(7) <u>車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15秒以上静止した映像のみを表示するものであること。</u></p>
<p>条例第14条第9項 (公共的な取組に係る広告物等)</p>	<p>(1) <u>別表第3第1項共通許可基準に適合していること。</u></p> <p>(2) <u>別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。</u></p> <p>(3) <u>表示面積は、1面2平方メートル以下、1建築物又は1工作物における合計が5平方メートル以下、1施設につき20平方メートル以下で、かつ、個数の合計は、10個以下であること。ただし、公共的な取組を行う者が、表示され、又は設置される広告物等について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15秒以上静止した映像のみを表示するものであること。</u></p>

備考

1～2 [略]

3 「マンセル値」とは、別表第3第1項第2号備考6のマンセル値をいう。

4 「個数の合計」とは、条例第14条第8項又は第9項の規定により許可を受け表示し、又は設置される広告物等の個数の合計をいう。

(1面)

屋外広告物許可申請書									
						年	月	日	
那覇市長 様			申請者(注1) 住所 氏名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)						
那覇市屋外広告物条例			第11条 第14条第5項 第14条第6項 第14条第7項						
1 広告物等の種類			種類(複数選択可) <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 電柱利用 <input type="checkbox"/> 街灯柱利用 <input type="checkbox"/> はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/> 立看板等 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 塀又は垣 <input type="checkbox"/> 気球 <input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 軌道車両 <input type="checkbox"/> 案内広告物等 <input type="checkbox"/> その他()						
			自家用・非自家用の別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> 左記の両方						
2 規格 (高さは、地上から広告物等の上端までの高さを記入してください。)		広告物等の種類	高さ(m)	縦(m)	横(m)	1面の面積(m ²)	面数(面)	数量(個)	合計面積(m ²)
		広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)							
3 表示(設置)場所		那覇市							
4 用途地域		地域							
5 地域区分		<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 禁止物件 <input type="checkbox"/> ()地区							

6 表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで					
7 表示(設置)概要	屋上広告	・ 広告物等の高さ(A) _____メートル ・ 地上から広告物等の設置箇所までの高さ(B) _____メートル ※確認算式(A≤B/C) _____ ≤ _____ / _____ (備考)Cの数值は、住居系地域及び工業系地域にあつては4、商業系地域にあつては3とする。				
	壁面広告	種 別	壁面1	壁面2	壁面3	壁面4
		壁面の面積(A)				
		表示面積の合計(B)				
立看板等 広告幕	・ 信号機、主要な交差点、道路標識及びカーブミラーからの距離 _____メートル					
8 他の法令の規定による許可等	許可等の種別			備考		
	工作物に係る確認(建築基準法)		要・不要			
	道路占用許可(道路法)		要・不要		国道・県道・市道	
	地区計画等に係る届出(都市計画法)		要・不要			
	その他()		要・不要			
9 既設広告物等の概要	広告物等の種類	個数		表示面積の合計(m ²)		
	既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)					
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²) (※2及び9の合計面積)						
11 商業施設等の概要	建築物の延べ面積(m ²) (注2)					
	建築物の敷地の接道の状況(接道面数)					
	表示面積の合計(m ²)					

12 広告物等の管理者 (注3)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	
	資 格(注4)	
13 広告物等 を表示(設置)する屋外 広告業者(工事施工者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号 — —)
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号
添付書類		
<p>(1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真</p> <p>(2) 色彩及び意匠を表す図面</p> <p>(3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。)</p> <p>(4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し</p> <p>(5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真</p> <p>(6) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物の延べ面積及び主たる用途を明らかにする書類</p> <p>※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとしします。</p>		

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。
- 2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものに限り記入してください。
- 3 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていなとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。
- 4 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

(1面)

屋外広告物許可申請書			
		年 月 日	
<p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: right;">申請者(注1) 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>那覇市屋外広告物条例(第11条・第14条第5項・第14条第6項・第14条第7項・第14条第8項・第14条第9項)の規定により、次のとおり申請します。</p>			
1 広告物等の種類	種類(複数選択可) <input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> 電柱利用 <input type="checkbox"/> 街灯柱利用 <input type="checkbox"/> はり紙、はり札等 <input type="checkbox"/> 立看板等 <input type="checkbox"/> アーチ広告 <input type="checkbox"/> 広告幕 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> 塀又は垣 <input type="checkbox"/> 気球 <input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 軌道車両 <input type="checkbox"/> 案内広告物等 <input type="checkbox"/> その他()		
	自家用・非自家用の別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 <input type="checkbox"/> 左記の両方		
2 規格			
3 表示(設置)場所	那覇市		
4 用途地域	地域		
5 区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域 <input type="checkbox"/> 禁止物件 <input type="checkbox"/> ()地区		
6 表示(設置)期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
7 表示(設置)概要			
8 他の法令の規定による許可等	許可等の種別	備考	
	工作物に係る確認(建築基準法)	要・不要	
	道路占用許可(道路法)	要・不要	国道・県道・市道
	地区計画等に係る届出(都市計画法)	要・不要	
	その他()	要・不要	

(2面)

	広告物等の種類	個数	表示面積の合計(m ²)
9 既設広告物等の概要			
	既設広告物等のうち電光表示広告物の表示面積の合計(m ²)		
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²) (※2及び9の合計面積)			
11 広告物等の管理者(注2)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号)	
	氏 名 (名称・代表者)		
	資 格(注3)		
12 広告物等を表示(設置)する屋外広告業者(工事施工者)	住 所 (所在地)	〒 (電話番号)	
	氏 名 (名称・代表者)	屋外広告業登録番号・特例屋外広告業届出番号 第 号	
添付書類 (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真 (2) 色彩及び意匠を表す図面 (3) 仕様書及び設計図(はり紙、はり札等の場合を除く。) (4) 他人が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し (5) 既設の広告物等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真 ※ 添付する写真は、原則として撮影3月以内のものとしします。			

- 注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請してください。(貸し看板にあってはその所有者)
- 2 広告物等の管理者を置かなければならない場合でこの申請の際に管理者が定まっていないとき、又は管理者を置く必要がないときは、記入する必要はありません。
- 3 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

[改正前 別記]

第2号様式(第3条関係)

[略]	年 月 日付けで申請のあった広告物等の表示等に係る許可については、那覇
	<u>第11条</u>
	<u>第14条第5項</u>
市屋外広告物条例	<u>第14条第6項</u> の規定により、下記のとおり許可します。
	<u>第14条第7項</u>
	<u>第19条</u>
	<u>第20条</u>
[略]	

[改正後 別記]

第2号様式(第3条関係)

[略]	年 月 日付けで申請のあった広告物等の表示等に係る許可については、那覇
	市屋外広告物条例(<u>第11条・第14条第5項・第14条第6項・第14条第7項・第14条第8項・</u>
	<u>第14条第9項・第19条・第20条</u>)の規定により、下記のとおり許可します。
[略]	

[改正前 別記]

第6号様式(第5条、第8条関係)

(1面)

[略]	那覇市長 様
[略]	
那覇市屋外広告物条例	<u>第12条第6項</u> <u>第14条第9項</u> の規定により、次のとおり申請します。 <u>第14条第10項</u>
[略]	
5 地域区分	[略]

(2面)

[略]	
10 電光表示広告物の総表示面積(m ²) (※2及び9の合計面積)	
11 商業施設等の概要	<u>建築物の延べ面積(m²) (注2)</u>
	<u>建築物の敷地の接道の状況(接道面数)</u>
	<u>表示面積の合計(m²)</u>

(3面)

12 広告物等の管理者	[略]
(注3)	資 格(注4)
13 [略]	[略]

添付書類(注5)

[略]

注1 [略]

2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを
超えるものに限り記入してください。

3~5 [略]

[改正後 別記]

第6号様式(第5条、第8条関係)

(1面)

[略]

那覇市長 宛

[略]

那覇市屋外広告物条例(第12条第6項・第14条第11項・第14条第12項)の規定に
より、次のとおり申請します。

[略]

5 区分

[略]

(2面)

[略]

10 電光表示広告物の総表示面積(m²)(※2及び9の合計面積)

(3面)

11 広告物等の管理者
(注2)

[略]

資 格(注3)

12 [略]

[略]

添付書類(注4)

[略]

注1 [略]

2~4 [略]

[改正前 別記]

第12号様式(第13条関係)

屋外広告物自己点検結果報告書		
那覇市長 様		年 月 日
		報告者 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)
次のとおり安全点検を実施したので報告します。		
点検項目	異常の有無	良好な状態を保つために行った措置
取付(支持)部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
主要部分の変形又は腐食	有 ・ 無	
ボルト、ビス等の変形又は腐食	有 ・ 無	
表示面の汚染、退色又は剥離	有 ・ 無	
表示面の破損	有 ・ 無	
照明装置の破損	有 ・ 無	
その他	有 ・ 無	
点検年月日	年 月 日 (申請日の3か月以内)	
設置年月日	年 月 日 (現在まで 年 月)	
表示(設置)場所	那覇市	
上記のとおり点検を行いました。 年 月 日		
		住所 氏名 印 資格(注2):

注1 記載欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 資格については、広告板、広告塔、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものを表示(設置)する場合に記入してください。

[改正後 別記]

第12号様式(第13条関係)

(1面)

屋外広告物安全点検報告書				
			年	月 日
那覇市長 宛		報告者 住所 氏名 印 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)		
屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。				
広告物の種類	屋上広告・壁面広告・突出広告・つり下げ広告・広告板・広告塔・ アーチ広告・その他()			
設置場所	那覇市			
設置年月日	年 月 日			
点検年月日	年 月 日 (申請日の3か月以内であること)			
点検者 (管理者)	氏名			
	住所			
	電話番号			
	資格名称(番号)			
点検箇所	点検項目	異常の有無		改善の概要
面	表示面の汚染、退色又は剥離、破損	有	無	
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻との隙間、支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部、プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ビス等)のゆるみ、欠落	有	無	

(2面)

取付部	1 アンカーボルト、取付プレート の腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣 化	有	無	
	3 取付対象部(柱、壁、スラブ)、 取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板、切り文字等の腐食、 破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	2 側板、表示面板押えの腐食、破 損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の 詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、 さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、そ の他付属品の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項 ()	有	無	

注1 はり紙、はり札等、立看板、広告幕、広告旗又は気球広告を除き、広告物等の安全点検は、点検資格者が行わなければなりません。

2 広告物等の種類により、該当する点検箇所、点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。

[改正前 別記]

第13号様式(第14条関係)

(1面)

[略] 那覇市長 様 [略]	
4 地域区分	[略]

(2面)

[略]	
8 電光表示広告物の総表示面積(m ²)(※2及び7の合計面積)	
9 商業施設等の概要	建築物の延べ面積(m ²)(注2)
	建築物の敷地の接道の状況(接道面数)
	表示面積の合計(m ²)

(3面)

10 広告物等の管理者 (注3)	[略]	
	資格(注4)	
11 [略]	[略]	
[略]		

注1 [略]

2 商業施設等(大規模小売店舗を除く。)の建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものに限り記入してください。

3~4 [略]

[改正後 別記]

第13号様式(第14条関係)

(1面)

[略] 那覇市長 宛 [略]	
4 区分	[略]

(2面)

[略]	
8 電光表示広告物の総表示面積(m ²)(※2及び7の合計面積)	

(3面)

9 広告物等の管理者 (注2)	[略]	
	資格(注3)	
10 [略]	[略]	
[略]		

注1 [略]

2~3 [略]